別記様式１

道指定清水の沢鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

清水の沢鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定清水の沢鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署2033林班い１、い２、ロの各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和４年(2022年)10月１日から令和24年(2042年)９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該地域は、ＪＲ北海道石勝線新夕張駅から北西約９㎞、清水の沢鳥獣保護区の中心部に位置しており、シナ、ミズナラ、イタヤ等を主体とし、トドマツ、カラマツ等を含む針広混交林からなり、標高は300mから400m程度の山林である。林相の変化に富む優れた天然林であり、カラマツについては人工林である。

アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護区に指定する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　　43ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	42.97ha
農耕地	ha
水　面	ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　　42.97ha

- 国有林
  - 林野庁所管　42.97ha
    - 制限林 40.12ha
      - 保安林　40.12ha
      - 砂防指定地　ha
      - その他　ha
    - 普通林　2.85ha
  - 文部科学省所管　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　ha
  - 国土交通省　ha

地方公共団体有地　　ha
- 都道府県有地　ha
- 市町村有地等　ha

私有地等　　ha

公有水面　　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
森林法	40.12	水源かん養保安林	40.12

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

夕張市に所在する当該地域は、ＪＲ北海道石勝線新夕張駅から北西約９kmに位置し、区域のすべてが国有林である。

イ　地形、地質等

標高は300mから400m程度の山林である。

ウ　植生の概要

林相のほとんどはミズナラ、イタヤカエデを主体とした広葉樹の天然林であり、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

良好な林相を反映し、アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等、森林性の鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　３本
(2) 案　　内　　板　　１基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図（並びに林班図（国有林・道有林が存在する場合のみ））
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表（国有林・道有林が存在する場合のみ）
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）

清水の沢鳥獣保護区特別保護地区位置図

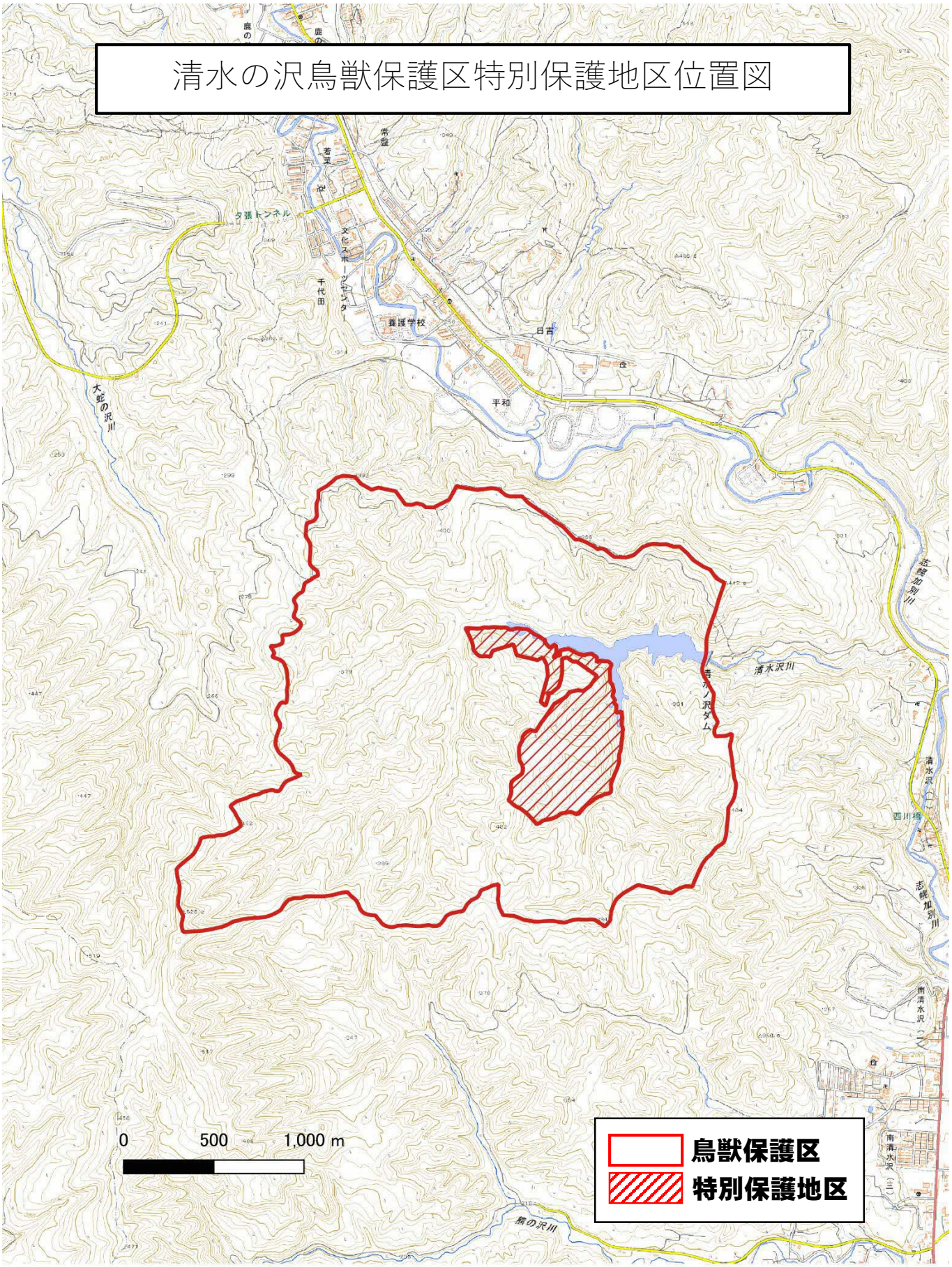

清水の沢鳥獣保護区
（特別保護地区）

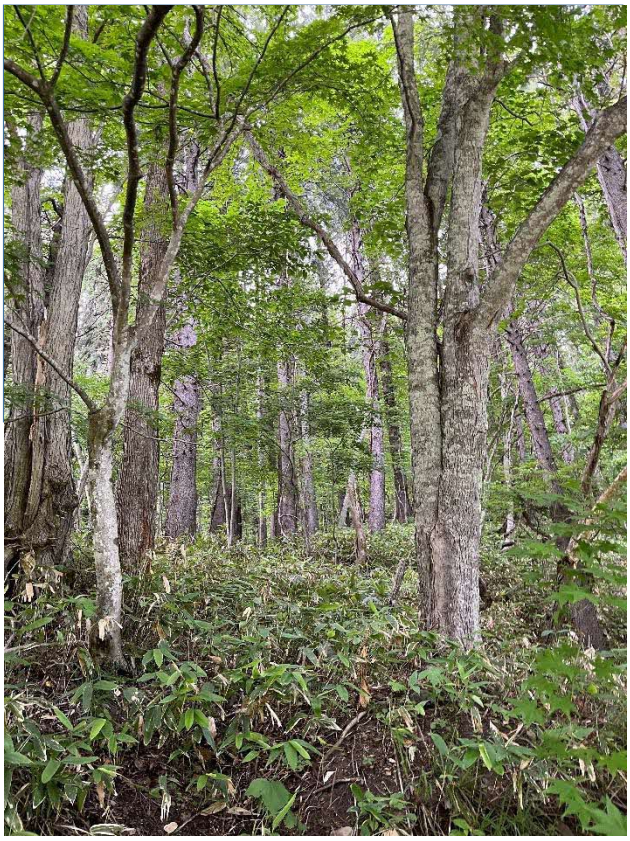

別記様式１

道指定シューパロ鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

シューパロ鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定シューパロ鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署1002林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和４年(2022年)10月１日から令和24年(2042年)９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該地域は、ＪＲ北海道石勝線新夕張駅から北東約12km、シューパロ鳥獣保護区の中央部に位置しており、シナノキ、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹を主体とした多様かつ原始性の高い植生で構成される標高600m程度の山岳地である。エゾライチョウやクマゲラをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　　49ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	49.36ha
農耕地	ha
水　面	ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　49.36ha

- 国有林
  - 林野庁所管　49.36ha
    - 制限林46.65 ha
      - 保安林　46.65 ha
      - 砂防指定地　ha
      - その他　ha
    - 普通林 2.71 ha
  - 文部科学省所管　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　ha
  - 国土交通省　ha

地方公共団体有地　ha

- 都道府県有地　ha
- 市町村有地等　ha

私有地等　ha

公有水面　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
森林法	46.65	水源涵養保安林	46.65

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

シューパロ鳥獣保護区の中央に位置し、区域の全てが国有林である。

イ　地形、地質等

標高600m程度の山岳地であり、区域の東側にシューパロ湖を臨む。

ウ　植生の概要

林相は、シナノキ、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹林からなる天然林であり、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

良好な林相を反映し、エゾライチョウ、クマゲラ等、森林性の鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　３本
(2) 案　　内　　板　　１基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

シューパロ鳥獣保護区特別保護地区位置図

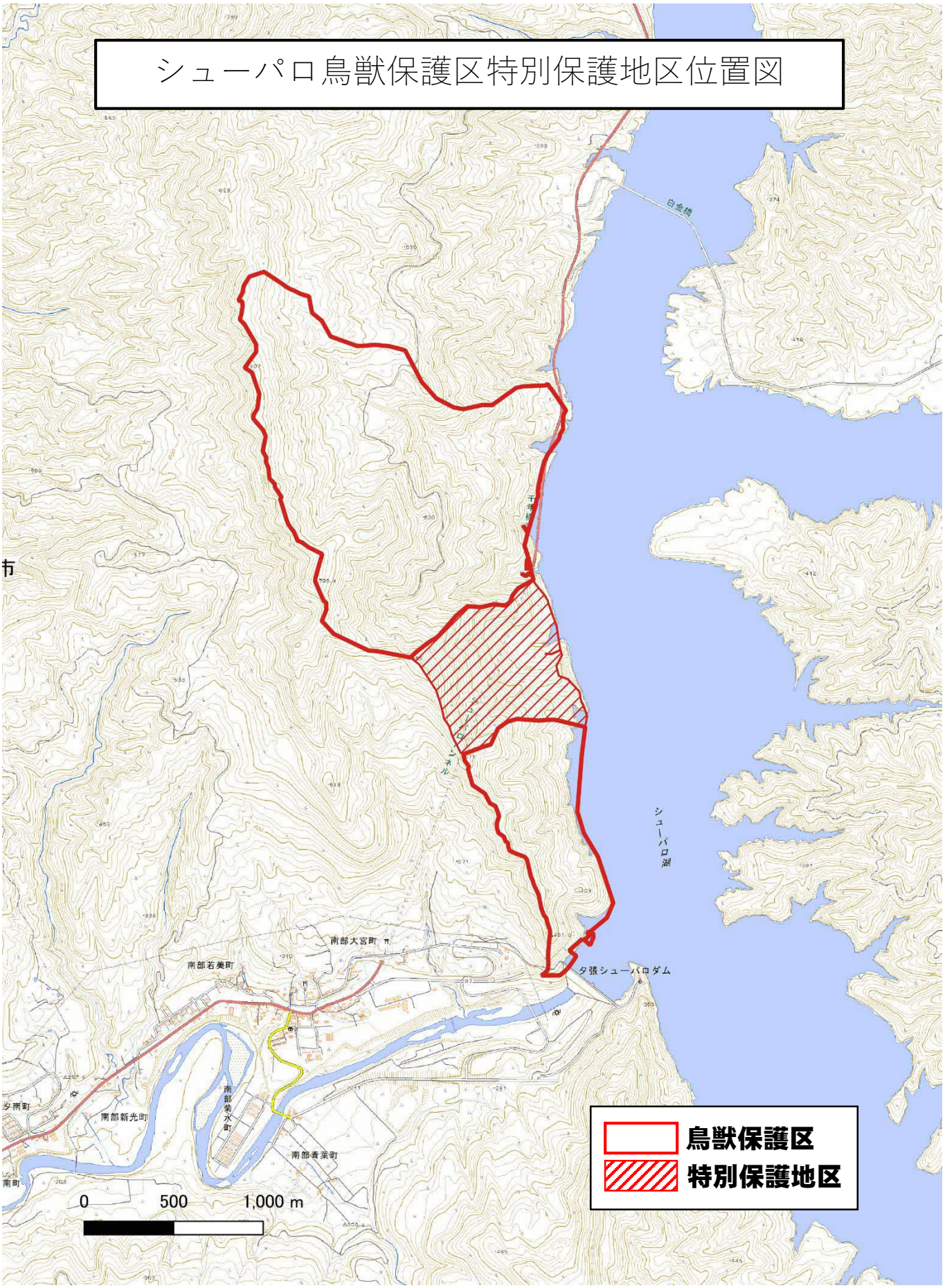

シューパロ鳥獣保護区
（特別保護地区）

別記様式１

道指定支笏紋別岳鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年(2022年) ７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定支笏紋別岳鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署5419林班ろ、イからハまでの各小班、5453林班い１、ろ、イからハまでの各小班、5454林班い４、ロ小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和４年(2022年)10月１日から令和24年(2042年)９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該地域は、支笏湖小学校から北東約１km、支笏紋別岳鳥獣保護区の西部に位置しており、紋別岳を中心とした山林であり、紋別岳を頂点として北から南東に走る分水嶺から北東の斜面地である。トドマツ、ミズナラ等の針広混交林が生育し、全域が国有林に含まれている。

ユキウサギ、エゾリス等、多様な鳥獣が生息しているほか、国の天然記念物であるクマゲラが生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生育環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。
・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　　49ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	49ha
農耕地	ha
水　面	ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　　49.26ha

- 国有林
  - 林野庁所管　49.26ha
    - 制限林 48.40ha
      - 保安林　48.40ha
      - 砂防指定地　ha
      - その他　ha
    - 普通林　0.86ha
  - 文部科学省所管　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　ha
  - 国土交通省　ha

地方公共団体有地　　ha
- 都道府県有地　ha
- 市町村有地等　ha

私有地等　　ha

公有水面　　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
自然公園法による地域	20.35	第１種特別地域	20.35
森林法	48.40	水源かん養保安林	48.40

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　道指定鳥獣保護区の位置

千歳市に所在する当該地域は、支笏湖小学校から北東約１km、支笏紋別岳鳥獣保護区の西部に位置しており、全域が国有林となっている。

イ　地形、地質等

千歳市の紋別岳を頂点として北から南東に走る分水嶺から北東の斜面地である。

ウ　植生の概要

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、イタヤカエデ、カンバ類等が生育しており、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

良好な林相を反映し、ユキウサギ、エゾリス等、森林性の鳥獣が多数生息するほか、国の天然記念物であるクマゲラが生息している。